

奥州市議会運営委員会 会議録

【日 時】令和8年6月25日（木） 9:00～9:16

【場 所】奥州市役所7階 委員会室

【出席委員】中西秀俊委員長 小野優副委員長 佐藤永匡委員 宍戸直美委員(遅参) 菅野至委員
門脇芳裕委員 佐々木友美子委員 及川春樹委員 千葉敦委員 飯坂一也委員
※菅原議長、阿部副議長の出席あり

【欠席委員】なし

【説 明 者】高橋総務部長 梅田総務課長

【事 務 局】菊池事務局長 千田事務局次長 佐藤事務局副主幹

【次 第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 議事日程第8号等について
 - ① 市長提出追加付議事件について（議案等7件）
 - ② 議員発議について（発議案1件）
 - ③ 議事日程第8号について
 - (2) 所管事務調査の閉会中における継続調査の申し出について
議会運営について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

【概 要】

1 開会

○副委員長（小野優君） おはようございます。それでは定刻ですので、これより議会運営委員会を開催いたします。委員長の挨拶の後、進行も委員長に進めていただきます。よろしくお願いいたします。

2 委員長挨拶

○委員長（中西秀俊君） 略

3 協議事項

(1) 議事日程第8号等について

○委員長（中西秀俊君） 3協議事項、(1)議事日程第8号等について、①市長提出追加付議事件について（議案等7件）について、説明をお願いいたします。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋広和君） 総務部でございます。

現在開会中の6月定例会の本日、最終日に追加提案する議案等につきまして、ご説明をさせていただきます。

追加提案する議案は、報告が1件、議案が6件の計7件となります。

資料に沿って説明をさせていただきます。

報告第5号につきましては、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてでございます。

これは、令和8年3月25日に奥州市子育て総合支援センターの職員が運転する公用車が、奥州市水沢字斉の神地内の県道衣川水沢線の右車線を北進中、左側の商業施設から相手方車両が同車線に進入したことにより、相手方車両と当該公用車が接触し、双方の車両を損傷させたことによるものであり、今般、相手方との示談が調い、専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

こちらの事故につきましては、6月3日に示談が調い、同日付で専決処分を行いました。

過失割合は、市が5、相手方が95、市側の賠償額は、1万3,602円となるものでございます。

続きまして、議案第10号、奥州市印鑑条例の一部改正についてでございます。

これは、出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、在留カード等と個人番号カードを一体化する手続きが開始されることに伴い、この手続きにより交付されたカードを自動交付機による印鑑登録証明書の交付に用いることを可能とするため、本件条例を一部改正するものでございます。

議案第11号、本庁舎非常用発電機更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

工事名称は、本庁舎非常用発電機更新工事。契約額は、3億2,780万円。契約の相手方は協栄電工株式会社、有限会社エンドー電設特定市営建設工事共同企業体となります。

こちらの議案につきましては、当日配信資料がございます。

議案第12号から第14号までは、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

議案第12号で取得する財産は、除雪グレーダ1台。契約額は、4,012万8,000円。契約の相手方は、コマツ岩手株式会社県南支店水沢工場となります。

こちらにつきましても、当日配信資料がございます。

議案第13号で取得する財産は、奥州市光ネット設備機器一式。契約額は、2,640万円。契約の相手方は、マルモ通信商事株式会社となります。

こちらにつきましても、当日配信資料がございます。

議案第14号で取得する財産は、奥州市立小中学校GIGAスクール児童生徒用端末一式となります。契約額は、5億673万2,600円。契約の相手方は、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部岩手支社岩手営業部となります。

こちらにつきましても、当日配信資料がございます。

議案第15号は、令和8年度奥州市一般会計補正予算第4号、今回の補正は、歳入歳出ともに3億1,478万5,000円を増額し、補正後の予算総額を660億29万円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、記載のとおりとなっております。

追加提案する議案等の説明につきましては、以上となります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（中西秀俊君） 説明に対して質問ございますか。

＜ 「なし」との声あり ＞

○委員長（中西秀俊君） それでは、そのとおり進めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（中西秀俊君） 再開します。②議員発議について（発議案1件）、③議事日程第8号については、事務局から説明いただきます。

菊池事務局長。

○菊池事務局長 それでは、②、議員発議についてから説明をさせていただきます。

資料3ページをご覧くださいと思います。

発議案第4号、公共施設整備事業等の実態に即した国庫補助制度及び予算執行制度の柔軟化を求める意見書でございます。

提案者は、小野優議員。賛成者は、高橋浩議員、千葉敦議員の2名となっております。

提案理由につきましては、公共施設整備事業等においては、資材価格の高騰や建設業における担い手不足等により、事業期間の長期化や事業費の増加が全国的な課題となっていることから、事業実態に即した国庫補助制度及び予算執行制度の柔軟化を図るよう、国に対し意見書を提出しようとするものであるというものでございます。

意見書を読み上げますので、次の4ページをご覧くださいと思います。

公共施設整備事業等の実態に即した国庫補助制度及び予算執行制度の柔軟化を求める意見書。

近年、学校、給食センター、上下水道施設等の公共施設整備事業においては、資材価格の高騰や建設業における担い手不足、働き方改革への対応等により、事業期間の長期化や事業費の増加が全国的な課題となっている。

また、用地取得、関係機関との協議、設計変更、災害対応などにより、当初計画どおりの事業執行が困難となる事例も増加している。

しかしながら、国庫補助制度や予算執行制度は単年度主義を基本としているため、事業進捗や社会経済情勢の変化に十分対応できない場合があり、地方公共団体に追加的な事務負担や財政負担が生じているほか、公共事業の年度末集中の一因ともなっている。

公共施設は、地域住民の生活を支える重要な社会基盤であり、その整備を着実に進めるためには、地方議会による予算審議及び執行監視機能を維持しつつ、事業実態に即した柔軟な制度運用が可能となる環境整備が必要である。

よって、国においては、公共施設整備事業等の円滑かつ効率的な執行を図るため、下記事項について必要な措置を講ずるよう強く要請する。

記。

1、資材価格の高騰、労務単価の上昇、災害その他の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、国庫補助制度の運用改善及び必要な財政支援の充実を図ること。

2、公共施設整備事業等の進捗状況に応じて、繰越明許費、継続費及び関連する国庫補助制度がより柔軟に活用できるよう制度及び運用の見直しを行うこと。

3、公共事業の平準化及び建設産業の持続的な発展を図るため、地方公共団体が複数年度にわ

たり計画的かつ安定的に事業執行できる制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日。

岩手県奥州市議会。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣など、計13名でございます。

次に、③議事日程第8号についてご説明いたしますので、次の5ページをご覧くださいと思います。

日程第1、諸般の報告は、市長より議案等7件の追加送付があること、また、今ほど説明した議員発議1件がある旨の議長報告。それから、教育厚生常任委員会委員長による合同所管事務調査に係る報告となります。

日程第2、報告第5号は、自動車損傷事故の損害賠償に関する専決処分の報告。

日程第3、発議案第4号につきましては、先ほどご説明した内容でございますけれども、通常の議案と同様に、質疑、討論して採決となります。

日程第4、議案第8号は、18日の本会議におきまして委員会付託がなされた案件となります。総務常任委員会委員長から審査の経過と結果の報告がなされた後、委員長報告に対する質疑、討論、採決と進めます。

なお、本議案に対する通常の質疑につきましては、18日の本会議で終えておりますので、質疑につきましては、委員長報告に限った内容で行うということになります。

日程第5、議案第9号は、議案第8号が委員会付託されたことに伴い、関連議案として審議が延期されていた件となります。

日程第6、議案第10号は、条例の一部改正。

日程第7、議案第11号は、工事請負契約の締結議決。

日程第8、議案第12号から、日程第10、議案第14号は、財産取得議決。

日程第11、議案第15号は、一般会計補正予算となります。

各議案等の内容につきましては、先ほど総務部長から説明いただいたとおりでございます。

日程第12、総合計画調査についてでございますけれども、総合計画調査特別委員会委員長による開催状況等の報告と、議会閉会中の継続調査の申し出となります。

日程第13、議員派遣は、議員派遣についてでございます。

最後、日程第14、所管事務調査の閉会中における継続調査の申し出につきましては、すべての常任委員会から申し出がなされております。

また、議会運営委員会といたしましても、閉会中の継続調査を申し出ることといたします。

議事日程がすべて終了いたしましたら今期定例会は閉会となります。

以上、議事日程第8号により、本日の議事を進めることについてお諮りいたします。

説明は以上です。

○委員長（中西秀俊君） ありがとうございます。

それでは、②、③に対して質問ございますか。

< 「なし」との声あり >

○委員長（中西秀俊君） それではそのとおり進めてまいります。

〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜

## (2) 所管事務調査の閉会中における継続調査の申し出について

○委員長（中西秀俊君） （2）、所管事務調査の閉会中における継続審査の申し出について、説明願います。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 資料は、6ページになります。

先ほど事務局長から日程第14で、所管事務調査の閉会中における継続調査の申し出として、議会運営委員会としても申し出るという内容で説明があったところでございます。

その中身の部分です。

議会運営委員会所管事務調査の閉会中の継続調査申出書。

地方自治法第109条第3項の規定により、今期定例会において、下記事項の所管事務調査を行いました。なお閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第110条の規定により申し出ますということで、申し入れ内容につきましては、議会運営についてということでございます。

なお、新たな委員さんがいらっしゃいますので補足ということになりますけれども、この議会運営委員会の申し出につきましては、定例会ごとに申し出をして閉会中も調査をしているということで進めてきているものでございますので、説明の補足とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（中西秀俊君） 何か質問ございますか。

< 質問等なし >

○委員長（中西秀俊君） それでは進みます。

〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜

## 4 その他 以下略